

一般社団法人福岡市薬剤師会会長候補者及び監事候補者選挙規則

(趣 旨)

第1条 一般社団法人福岡市薬剤師会(以下、本会という。)の会長候補者及び監事候補者(以下、候補者という。)の選挙は、定款に定めるもののほか、この規則によって行う。

(選挙期日等の公示)

第2条 会長は、前条の選挙を行うときは、選挙を行う日の30日前までに、届出の受付期間、締切日時、その他選挙に関し必要な事項を、本会のホームページに掲載する。

(被選挙資格)

第3条 候補者の被選挙資格は、選挙を行う日の60日前までに、本会、福岡県薬剤師会及び日本薬剤師会への入会手続を正式に完了している正会員とする。ただし、監事候補者のうち会計の専門家1名(以下、外部監事という。)については、この限りではない。

2. 前年度までの会費未納の者は、当該選挙の被選挙資格を有しない。ただし、外部監事については、この限りではない。

(立候補の届出)

第4条 候補者選挙に立候補する会員は、第2条による公示の日から選挙を行う15日前までに、**別に定める文書**により、**別に定める書類**を添えて、会長に届け出なければならない。ただし、同時に2つ以上の選挙の候補者になることはできない。

2. 前項の届出の受け付けは、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、本会の事務局において行う。

(候補者推薦の届出)

第5条 候補者を推薦しようとするときは、**別に定める文書**により、**正会員5名以上の連署による推薦**を要する。ただし、同一会員が推薦できる候補者数は、それぞれの選挙において選ぶべき員数を超えてはならない。

2. 前項の届出は、前条に準じて行うほか、被推薦者が署名した承諾書を添えなければならない。

(立候補の辞退と推薦届の取下げ)

第6条 立候補を届け出た会員が候補者であることを辞退するときは、当該選挙の立候補締切りの日時までに、本人が署名した文書により、会長に届け出なければならない。

2. 候補者の推薦を届け出た会員が当該候補者の推薦を辞退するときは、被推薦者の承諾を得て、当該選挙の立候補締切りの日時までに、推薦者が連署した文書により、会長に届け出なければならない。

(候補者の一覧表の作成と送付)

第7条 会長は、第4条又は第5条による立候補の届出を締め切ったときは、遅滞なく候補者一覧表を作成し、本会の事務局に掲示するとともに、速やかに代議員及び関係者に送付しなければならない。

2. 前項の候補者一覧表の記載順位は、届け出順とする。
3. 外部監事候補者については、理事会にて決議した候補者を、会員の監事候補者と区分して一覧表に記載する。

(投票権者と投票の方法)

第8条 候補者選挙の投票権者は、投票を行うため、議長が議場の閉鎖を命じたとき、議場内にいる代議員とする。

2. 投票は、別に定める投票用紙により、選ぶべき員数が1名のときは単記無記名投票によって、2名以上のときは選ぶべき員数の連記無記名投票によって行う。

(選挙立会人)

第9条 議長は、当該選挙のため議場内にいる代議員の中から、選挙立会人を指名しなければならない。ただし、候補者を選挙立会人に指名することはできない。

(投票の効力)

第10条 投票の効力は、選挙立会人が、議長の意見を聴いて決定する。

(無投票当選)

第11条 候補者が、当該選挙によって選ぶべき員数を超えないとき、又は超えなくなったときは、総会の議決を経て、投票を行わずに、その候補者をもって、当選者とするができる。

2. 前項による議決が得られず、かつ第6条による立候補の辞退、又は推薦の取下げがないときは、投票を行う。
3. 前項による投票においては、第12条第1項、第13条第1項及び第2項に定める必要得票を得た者をもって、当選者とする。

(補欠選挙)

第12条 候補者が、当該選挙によって選ぶべき員数に不足するとき、又は前条第2項及び第3項による投票により選ぶべき員数が不足となったときは、別段の方法により、補欠選挙を行うことができる。

2. 前項の別段の方法とは、福岡市行政区を単位とする支部及び福岡地区勤務薬剤師会より推薦を受けた委員各1名と、議長から構成する選考委員会で、選ぶべき員数の候補者を選考することをいう。

3. 総会は、選考委員会が選考した候補者を、その選挙の当選者として議決する。

4. 第1項及び第2項に定める別段の方法によるときは、第4条、第5条及び第7条の規定は適用しない。

(会長候補者の必要得票数と当選者の決定)

第13条 会長候補者の選挙においては、第8条第1項の投票権者の過半数の得票がなければならない。

2. 過半数の得票者がいないときは、多数を得た上位2名を候補者として、再選挙を行う。

(監事候補者の必要得票数と当選者の決定)

第14条 監事候補者の選挙においては、第8条第1項の投票権者の過半数の得票がなければならない。

2. 前項の必要得票を得た者のうち、多数を得た者から、順次選ぶべき員数までを当選者とする。ただし、外部監事については、得票数の順位に関わらず、過半数の得票が得られれば当選者とする。

(当選者の確定と宣告)

第15条 議長は、選挙立会人から、投票結果の報告を受けたときは、各候補者の得票数その他必要な事項を発表し、当選者の確定を宣告する。

(規定していない事項と疑義の処理)

第16条 この規則に定めのない事項、あるいは選挙に関する疑義は、議長が、総会に諮って処理する。

(規則の改廃)

第17条 この規則は、総会の決議を経て、改廃することができる。

付 則

1. この規則は、平成26年7月1日から実施する。